

アジア・オセアニアのサテライト オフィス、東京設置を決定——IFRSF

去る2月10日、国際財務報告基準財団(IFRSF)はホテルオークラにて記者会見を行い、アジア・オセアニアにおけるサテライトオフィスを東京に設置することを発表した。これはIFRSFにとって、初のサテライトオフィスの開設となる。

開設時期は2012年10月(予定)とされており、東京都の大手町に置かれる見込みで、詳細については今後詰めていくとみられる。

会見の冒頭、IASBのデイビッド・トゥイーデー議長

ヘッジ会計への再コメントを 求めるデイスカッション・ ペーパーを公表——IASB

去る2月9日、IASBはヘッジ会計に関するデイスカッション・ペーパー(DP)を公表した。23の質問事項が含まれており、コメント期限は4月25日までである。

IASBとIASBの活動

IASBとIASBは、金融商品の財務報告のための基準書

は、「ここ2〜3年は、特に日本と非常に親密なコミュニケーションをとれている。今後はより近い関係になることを期待する」と語った。

また、昨年9月にはアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)の議長に、ASBJの西川郁生委員長が就任していることから、今後日本がどのようにアジア・オセアニアをまとめ、意見発信を行っていくのか、動向に注目したい。

を改善し、単純化することに取組んでいる。

IASBは、昨年5月に会計基準アップデート(ASU)公開草案「金融商品(トピック85)およびデリバティブとヘッジ(トピック81)」を公表した(コメント期限は昨年9月30日だった)。一方、IASBは、IAS39

号「金融商品:認識及び測定」の全面改訂を目指しており、そのフェーズ1(分類および測定)については、新たな基準書であるIFRS9号「金融商品」として発行されている。IASBは、それらに続くフェーズ3として、「ヘッジ会計」に関する公開草案を昨年12月9日に公表したところである(コメント期限は本年3月9日)。

DP公表の背景

IASBは、このIASBの公開草案について議論をしておらず、暫定的な結論にも達していない。しかし、IASB公開草案の公表により、ヘッジ会計に関する両審議会の考え方が明確に示されると同時に、フェーズ1と同様に、IASB公開草案とIASB公開草案には違いがあることも明らかになった。

そのためIASBは、ASU公開草案に関してはすでにコメントを受領済みではあるが、質問を変えて再度コメントを求めたことになった。本年第2四半期には、受領したコメントを考慮のうえ、IASBの議論に参加する予定である。

なお、DPには、IASB公開草案の概要、IASB公開草案の概要、ヘッジ会計に関するIASB公開草案と米国基準の違い、付録としてIASBの公表した公開草案が含まれている。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(木)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(2月分)	
3月15日(火)まで	② 所得税の確定申告書・確定損失申告書・延納届の提出 ③ 総収入金額報告書の提出 ④ 贈与税申告書の提出 ⑤ 個人の住民税・事業税・事業所税の提出	(注)更正の請求は法定申告期限から1年以内である。 ③ 不動産・事業・山林所得に係る年間収入が3,000万円超で所得税の申告書を提出していない者
3月31日(木)まで	⑥ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成23年1月期) 法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑦ 法人(申告期限延長承認)の法人税確定申告 1カ月延長(平成22年12月期) 2カ月延長(平成22年11月期) ⑧ 消費税確定申告(1カ月ごと) (平成23年1月期) ⑨ 消費税確定申告(3カ月ごと) (1、4、7、10月期) ⑩ 法人の中間申告納付(7月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑪ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超 (1カ月ごと)1月期を除く。 直前期年税額400万円超 (3カ月ごと)4、7、10月期	⑥~⑪ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 (付記)申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2カ月以内である法定期限内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ⑧・⑨ 消費税の課税期間特例選択届出書の課税期間を変更するときは、変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑩ 1年決算法人で納付額が法人税10万円超、消費税等24万円超の場合である。
(付記)固定資産税評価額(1月1日現在)の決定日は毎年3月31日である(地方税法410)。		

上昇傾向を強める長期金利

日本の長期金利が上昇傾向となっている。10年物国債の利回りで見ると、直近では昨年10月上旬につけた0・845%を底に反転し、2月9日現在、1・3%台までほぼ一本調子に上昇している。テクニカルで見ても、ここ数年の低下傾向から転じたとも取れる動きになっている。今後この上昇傾向を継続するとすれば、その背景にはどのような要因があるのだろうか。

まず考えられるのは、日本経済がデフレから脱却し、統計上の物価上昇率の増加が今後加速する、すなわち期待インフレ率が上昇を続けるとする市場観測が生まれたのでは、ということだ。

昨年12月の消費者物価指数は、前年同月比で見るとマイナス0・7%で、確かに昨年春先のマイナス1・6%から見ると、マイナス幅は昨年秋以降縮小傾向にある。

しかし、2年前に一時ゼロ水準まで縮小したにもかかわらず、長期金利低下傾向に歯止めがかからなかったことを鑑みれば、単純に市場が物価上昇率に反応しているとも考えにくい。

また、1月27日に発表されたスタンダード&プアーズの日本国債格下げのニュースにも、相場は反応しなかった。9割以上が日本国内の投資家で、そのほとんどが金融機関などの機関投資家であることを考えれば、海外勢が売り方となつて売り崩そうとしても負けることは明らかだ。

日本国債にはまさに「安定株主」が存在することになる。むしろ直近の長期金利上昇要因として考えられるのは、米国10年物国債の利回り上昇である。日本国債と同様に昨年10月初めの2・39%を底に2月8日現在の2・741%までほぼ一本調子の上昇を続けている。

日本国債の相場材料は現在国内要因ではなく、米国など海外の金融緩和の結果生じるインフレ圧力の動向のほうが注視されているのが実状だ。もちろん、今後は年度末にかけて来年度予算関連法案をめぐる政治要因も新たに加わってくる。テクニカル、ファンダメンタルズのどちらで見ても、長期金利上昇観測は強まる公算が強い。

体に良くない、周囲に迷惑だ、経済的な負担が大きい……。消極的な要因を指摘しても、それに勝る誘引を持つているものには論理では説得できない力がある。つまり、魔力だ。法で禁じられている覚醒剤を筆頭に、嗜好品に至るまでの幅は広い。代表選手はタバコだろう。喫煙率の低下に壁がある。

「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」と書かれたこの商品は、昨年10月から大幅に値上げされた。3月で半年目を迎える。常習的購入者のなかには、経済的理由で購入を断念する人があるかもしれない。だが、それだけの理由だけでは音を上げない人も多いと思われる。値上げは、音上げにならないかもしれない。

わが国の喫煙率は過去5年間、23〜24%台で推移してきた(厚生労働省「国民健康栄養調査」2010年12月7日発表)。長期傾向では減少を示しているが、2009年は前年よりも高まった。健康を、周囲との人間関係を、あるいは財布を損なうとのイエローカードでも喫煙選択者には、もはや効能がない。

喫煙率の低落傾向は、国際的に見て高かった男性の常習率が低下しているからだ。他方で、女性

の喫煙率低下は遅々としている。むしろ特定の世代では増えている可能性もある。30代の場合を見てみよう。直近調査で30代女性の喫煙率は17・5%。下方硬直性が高い。

喫煙率が高い30代女性の喫煙開始年齢を見ると、2003年調査では15〜18歳で25%を占めていた。2008年調査では半分の11%になった。ティーンエージ以降に吸い始めた人が多いのかも



しれない。1日に21本以上を吸う割合は60歳代女性で17・2%と突出して高い。飲酒との関係では、30代が12%なのに対して60代は5%と飲酒常習性は低い。30代女性は酒もタバコも選択する割合が高い。

30代女性で上昇しているものに初婚率がある。30〜34歳女性の初婚率は1980年には4・4%だった。2005年には14%になった。一貫して上昇し続けている。35〜39歳でも1・2%から4・

1%へと増えた。30代の独身女性比率の上昇と、その世代女性の喫煙率は歩調を合わせているのだろうか。

国税庁による民間給与実態調査は、標本数の多さと、数値の信頼性の高さから実態を示していると思われる集計だ。2009年の給与階級別を見ると、3〜4百万円級では男平均年齢が40・3歳なのに対して女は39・2歳。平均勤続年数はともに8・8年なので、この給与までの到達時間に大差はない。その平均給与は男350万円、女346万円と僅差賞与は女のほうが多いところから推定すれば、男は月次の手当て部分による底上げが大きい。30代で働いている女性への支払側からの評価は高いと考えられる。経済力は高まっているわけだ。若年層では平均賃金が逆転している。今後は、その現象が上の年代へと拡大していくと思われる。

日本たばこ産業のホームページを見ると、コーヒードリンクの紹介が目立つ。女性喫煙率が高い都道府県でのコーヒードリンク消費は決して高くはない。タバコを機軸にした事業者が、関連分野への進出を狙っているのなら、別の商品選択も考えられると思う。

(神保敏明)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2011年2月4日	実務対応報告公開草案第36号(実務対応報告第5号の改正)「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」	ASBJ	連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について明確化が求められたことから、見直しを行うもの。コメント募集は2011年3月1日まで。	2011年2月20日号 ニュース記事
2011年2月9日	ヘッジ会計への再コメントを求めるディスカッション・ペーパー	FASB	FASBの公開草案と、IASBの公開草案とに相違点があるため、質問を交えて再度コメントを求めたもの。コメント募集は2011年4月25日まで。	2011年3月1日号 ニュース記事
2011年2月10日	プレスリリース IFRSFのアジア・オセアニア地域のサテライトオフィスを東京に設置へ	IASB	東京で開催されたIFRSFの評議員会議で決定されたもの。	

市場に歓迎された合併

証券

今年の株式市場はM&Aがテーマになり、市場をリード、活性化させる可能性があると考えてきたところへ、最初に真打ちが登場してしまった感じである。

をつける。キリンとサントリーのケースではビールのシェアが問題となり、審査に時間がかかった。その間にサントリー側の大株主の合併反対が表面化し、合併は取り下げられた。

2月初めに鉄鋼業界最大手の新日本製鐵、3位の住友金属工業は合併に向けて動き出したことを公表した。売上高1兆円を超える超大企業同士の合併としては、最近では石油の新日石、新日鉄の経営統合によるJXホールディングスの誕生、電機のパナソニックが三洋電機、パナソニック電工を吸収合併したケースが挙げられる。

新日鉄と住金の場合、公取委が従来の判断基準で臨めば、合併は認められない可能性がある。しかし、グローバルゼーションが進んだ現在、国際化した超大企業同士の合併を国内基準で扱うのは適切でなくなっていることは、公取委も了解済みと思われる。つまり、合併は認められるだろうが、公取委の審査姿勢が注目される。

しかし、化学の住友化学と三井化学、食品のキリンとサントリーのケースは結局、破談に終わっている。超大企業ゆえの互いの自負、思惑が先行し、妥協点を見出せなかつたといえる。超大企業の合併が容易ではない理由として、公正取引委員会の審査をパスしなければならぬということも挙げられる。独占禁止、競争維持を使命とする公取委は、合併を申請した企業が合併後にある製品の市場シェアが高すぎるようであれば、合併を認めない、あるいは厳しい条件

世界を見渡すと、日本企業の存在感は自動車業界を除けば低下していることは否めない。ただ鉄鋼業界は新興国勢力に追い上げられてはいるが、まだ世界で優位性を保っているといえよう。ここで業界の1、3位が合併してさらに企業体力を強化することは、時宜に当たっている。株式市場が合併構想を大歓迎したことは当然である。多少事情や立場の違いはあるが、化学、電機などの業界でも同様の決断がなされることが期待される。

経理用語の豆知識



第三者割当に関する規則

東京証券取引所では、株主、投資者が安心して投資できる市場環境を整備するために第三者割当に係る上場制度の整備を平成21年8月に実施している。その後1年ほど経過した平成22年9月に「上場管理業務について一不適切な第三者割当の未然防止に向けて」を発行し、上場会社が第三者割当の実施を検討する際の有益な情報の事例集として情報提供を行っている。

上場会社の情報開示に関する第三者割当に関する規則として、①上場廃止基準、②企業行動規範上の「遵守事項」、③第三者割当に係る適時開示等が挙げられる。

②について、第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(議決権の比率が25%以上になる場合に限る)または当該割当てに係る募集株式の転換または行使により支配株主が移動する見込みである場合で、緊急性が極めて高いものとして有価証券上場規程施行規則で定めている場合以外に必要とされる手続を定めている。

ヘッジ会計



ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が変動相場等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるかまたはヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係になければならない。

ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、①相場変動等による損失の可能性のある資産または負債で、②当該資産または負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、③相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されていないものもしくはキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されているものである。